2　各締約国は、可能な範囲内で、最終的な規則の公表と当該規則の効力発生の日との間に妥当な期間を置く。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、可能な範囲内で、この章の規定の対象となる事項について採用しようとする一般に適用される措置に関し、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問及び実質的な意見に応じ、並びに当該他方の締約国に情報を提供する。

4　一方の締約国は、一般に適用される規約であって、自国の自主規制団体によって採用され、又は維持されるものを、他方の締約国の利害関係者が知ることができるような方法により速やかに公表し、又は公に利用可能なものとすることを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

5　一方の締約国は、この章の規定の対象となる一般に適用される措置に関し、他方の締約国の利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける。

6　各締約国の権限のある当局は、可能な範囲内で、金融サービスの提供に関連する申請を不備なく行うための要件（必要とされる文書を含む。）を、公に利用可能なものにする。

7　各締約国の権限のある当局は、金融サービスの提供に関連する申請に係る申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、その必要とする追加の情報について、不当に遅滞することなく当該申請者に通知する。

8　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の金融サービス提供者の金融サービスの提供に関連する申請であって、当該一方の締約国の法令に基づき不備のない申請であると認められたものについて、合理的な期間内に行政上の決定を行い、可能な範囲内で、申請者に対し、当該決定を書面により速やかに通知する。

第十一・八条　自主規制団体

一方の締約国は、他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するための条件として、自主規制団体の構成員となり、これに参加し、若しくはこれを利用することを要求している場合又は金融サービスの提供に当たり、当該自主規制団体に対して直接若しくは間接に特権若しくは利益を与えている場合には、当該自主規制団体が自国内に居住している他方の締約国の金融サービス提供者に対して内国民待遇を与えることを確保する。

第十一・九条　支払及び清算の制度

一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、当該一方の締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

第十一・十条　金融サービスに関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに金融サービスに関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　両締約国間の金融サービスの分野における貿易関係を強化し、及び両締約国の金融システムの効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、信用秩序の維持のための政策及び金融機関の監督を含む金融サービスに関連するあらゆる問題について討議すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、次の職員から成る。

(a)　オーストラリアについては、外交貿易省及び財務省並びにこれらの後継機関の職員並びに必要に応じ関連する金融規制当局の職員（オーストラリア健全性規制庁及びオーストラリア証券投資委員会並びにこれらの後継機関の職員を含む。）

(b)　日本国については、外務省及び金融庁並びにこれらの後継機関の職員

4　小委員会は、別段の合意をする場合を除くほか、毎年会合する。小委員会は、各会合の結果を合同委員会に通報する。

第十一・十一条　協議

第十九・四条（紛争解決―協議）の規定の適用を妨げることなく、一方の締約国は、この協定の下で生ずる事項であって金融サービスに影響を及ぼすものについて、他方の締約国に対して協議を要請することができる。当該他方の締約国は、その要請に対し好意的な考慮を払う。両締約国は、当該協議の結果を金融サービスに関する小委員会に報告する。この条の規定に基づく協議及び第十九・四条（紛争解決―協議）の規定に基づく協議であって金融サービスに影響を及ぼすものには、前条3に規定する職員を含める。

第十一・十二条　紛争解決

1　第十九・六条（紛争解決―仲裁裁判所の設置及び構成）9(a)の規定を適用するほか、この章の規定の下で生ずる紛争のために同条5及び6の規定に基づき任命される仲裁人は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、金融サービスに関する法律又は実務（金融サービス提供者に関する法令を含む。）についての専門知識又は経験を有するものとする。

2　第十九・十五条（紛争解決―代償及び譲許の停止）の規定を適用するほか、紛争の対象となっている締約国による措置がこの協定に適合しないと仲裁裁判所が認める場合には、次のとおりとする。

(a)　申立国は、当該措置が金融サービス分野以外の分野にのみ影響を及ぼす場合には、金融サービス分野の利益を停止してはならない。

(b)　申立国は、当該措置が金融サービス分野及び他の分野に影響を及ぼす場合には、金融サービス分野の利益の停止であって、当該締約国の金融サービス分野における当該措置の効果と同等の効果を有するものを行うことができる。

第十二章　自然人の移動

第十二・一条　適用範囲

1　この章の規定は、附属書十（自然人の移動に関する特定の約束）に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人の他方の締約国への移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国の雇用市場へのアクセスを求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍若しくは市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　この章の規定は、一方の締約国が自国の区域への他方の締約国の自然人の入域又は当該区域内における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、この章の規定に基づき当該他方の締約国に与えられる利益を無効にし、又は損なうような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。

注釈　特定の国籍又は市民権を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍又は市民権を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、この章の規定に基づく利益が無効にされ、又は損なわれているとはみなさない。

4　この章並びに第一章（総則）、第十九章（紛争解決）及び第二十章（最終規定）の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

第十二・二条　定義

この章の規定の適用上、「入国及び一時的な滞在」とは、一方の締約国の自然人が永続的に居住する意図を有することなく他方の締約国に入国し、及び滞在することをいう。